

2026年3月6日

各介護事業者 御中

社会福祉法人やまて福祉会
TOKYO チャレンジネット
所長 小田 智雄

介護職員初任者研修講座業務委託事業者の募集について

当法人では、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業介護職支援コースの受託者として、2009年3月5日より業務を開始しております。本事業は、急速な経済状況の悪化に伴う派遣契約の解除や雇い止めなどによる離職者の急増に対応するため、介護現場への就職を目指す離職者等を支援することにより、介護人材の育成確保と安定生活を図ることを目的としています。

当法人では、本事業の対象者に対して、専門に介護職員初任者研修講座を実施していただける事業者様を募っています。

つきましては、下記のとおりご案内させていただくとともに、応募参加につき、ご検討いただきたくお願い申し上げます。また、応募が確認できた事業者様には、別途募集要項を送付させていただきます。

記

1. 募集対象事業

「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業介護職員初任者研修講座」業務委託

2. 履行予定期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

3. 履行場所

TOKYOチャレンジネットが指定する研修室

4. 参加意思の確認

「参加意思等確認書（書式任意）」をお問い合わせフォームのメールまたはFAXにてご回答ください。

5. 締切日

2026年3月13日（金）必着

6. 選定方法

プロポーザルによる提案方式

以上

介護職員初任者研修講座業務委託事業者公募要項

1 介護職員初任者研修講座業務委託事業者の募集について

社会福祉法人やまて福祉会は、東京都介護人材育成確保緊急対策事業の受託者として、2009年3月5日より業務を開始しております。本事業は、急速な経済状況の悪化に伴う派遣契約の解除や雇い止めなどによる離職者の急増に対応するため、介護現場への就職を目指す離職者等を支援することにより、介護人材の育成確保と安定生活を図ることを目的としています。

当法人では、本事業の対象者に対し、専門に介護職員初任者研修講座を実施していただける事業者様を募っています。

2 履行場所

TOKYOチャレンジネットが指定する研修室

3 介護職員初任者研修講座業務委託事業者が行う業務の範囲

講座業務委託事業者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

- (1) 介護職員初任者研修講座に関すること。
- (2) 授業、実習等の管理に関すること。
- (3) 研修修了の認定に関すること。
- (4) 講座運営のための体制の整備に関すること。
- (5) 個人情報保護に関すること。
- (6) その他講習運営に必要な業務

4 委託予定期間

2026年4月1日から2027年3月31日を予定しています。ただし、東京都住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業の適正を期すために行う必要な指示に講座業務委託事業者が従わないとき、その他、講座業務委託事業者による講座を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し、または期間を定めて委託業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

5 委託業務を行う際の条件等

(1) 委託運営方針

委託業務を行うに当たっては下記の内容を理解の上、遵守していただきます。なお、講座業務委託事業者には、創意工夫により利用者に対する質の高い講習の提供を期待しています。

- ① 講習利用者の福祉の知識や介護技術の習得を第一とするため、高齢者施設等での実習を必ず行うこと。
- ② 利用者の要望、意見を十分汲み取り、利用者にとって実りのある講習となるように努める。
- ③ 介護技術の向上と介護教育の振興に資するため事業を展開し、介護の質の向上に努める。
- ④ 災害時及び緊急時等における体制を確保する。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底する。

(2) 委託の基準

適正な運営上を行うにあたり、必要不可欠である基本的事項は次のとおりです。

① 講座開設時間

TOKYOチャレンジネット開設時間に準じます。

② サービスの向上

教室を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の介護知識の向上に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

③ 緊急時の対応

講座業務委託事業者は、施設利用者の被災や災害その他の事故等が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに委託者に報告しなければなりません。

④ 委託業務の実施に伴い取得した個人情報を適正に取り扱うこと

講座業務委託事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、講座の運営管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏洩等の行為には、個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合がありますので御留意ください。

⑤ 再委託の禁止

委託業務を一括して第三者に再委託することはできません。

⑥ 講座業務委託事業者名の表示

東京都住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業の対象者に対し、専門に介護職員初任者研修講座が業務委託事業者により運営されていることを示すため、講座業務委託事業者名と担当者の連絡先を表示する場合があります。

(3) 委託業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

① 講座業務委託事業者は、委託業務の継続が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合には、速やかに委託者に報告しなければなりません。

② 講座業務委託事業者が次の事由に該当するときは、委託者はその委託を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

- ・ 講座業務委託事業者の責めに帰すべき事由により、委託で定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
- ・ 財務状況が著しく悪化し、委託業務の遂行が困難であると認められるとき。
- ・ 関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。
- ・ 講座業務委託事業者の指定手続及び講座の運営に当たり、不正の行為があったとき。
- ・ 委託業務に関して、委託者が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なう等により、講座業務委託事業者としてふさわしくないと認められるとき。
- ・ その他、講座業務委託事業者による講座の運営を継続することが適当でないと認めるとき。

6 事業計画

事業計画、人員配置計画等を内容とする企画書を申請書と一緒に提出してください。

7 申請の手続

(1) 介護職員初任者研修講座業務委託事業者の募集告示

募集案内を2026年3月6日～2026年3月13日に告示します。

また、TOKYOチャレンジネットホームページからも閲覧できます。

TOKYOチャレンジネットホームページアドレス:<https://www.tokyo-challenge.net/>

(2) 募集要項の配布

募集要項を2026年3月6日～2026年3月13日に配布します。

配布場所:TOKYOチャレンジネット受付

新宿区歌舞伎町2丁目44番1号 東京都健康プラザ「ハイジア」3階

配布時間:平日午前9時00分から午後5時45分まで

8 スケジュール

時期	内容
2026年3月6日	公募要領の告示、配布
3月6日～3月13日	質問事項の受付期間
3月6日～3月13日	申請書の受付期間
3月16日	講座業務委託事業者候補者の選定
3月17日	審査結果通知、講座業務委託事業者の指定告示
4月1日	委託契約の締結(予定)
4月8日以降	講習開始(予定)

9 その他

この度の募集は2026年度の住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業契約を東京都と当法人が締結した場合の委託事業です。サポート事業本体の契約が締結ない場合には、当委託事業も実施しないことをご了承ください。

10 問い合わせ先

社会福祉法人やまて福祉会

TOKYOチャレンジネット2026年度介護職員初任者研修講座業務委託事業開設準備室 担当 石井

住所:新宿区歌舞伎町2丁目44番1号 東京都健康プラザ「ハイジア」3階

電話:03-5155-7802 FAX:03-5155-7361